



漫画家「二ノ宮知子さん」 みなのお観光大使に委嘱!

(11月25日)

皆野町に生まれ育った二ノ宮知子さんは、大ヒットした「のだめカンタービレ」や現在連載中の「87CLOCKERS」の作者で、多忙を極める人気漫画家です。

11月25日、二ノ宮さんに「みなのお観光大使」に就任していただきましたので、今まで以上に町のイメージアップとPRを積極的に進めてまいります。



12月は

国民健康保険資格 適用適正化強化月間です

○健康保険の二重加入にご注意ください

町の国民健康保険から「社会保険に加入した方」または「家族の社会保険の扶養になった方」は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。

手続きに必要なもの

国民健康保険の被保険者証（保険証）、新たに加入した社会保険などの被保険者証（保険証）、印鑑

- ・社会保険資格取得日から国民健康保険の被保険者証（保険証）を使用することはできません。
- ・国保喪失の手続きをしない場合は、国保税が課税された状態のままとなります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

○社会保険の被扶養者になれる場合があります

ご家族に社会保険に加入している方がいる場合、その方の健康保険の被扶養者として認定される場合があります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている健康保険組合にご確認ください。

※扶養認定の要件は、加入している健康保険組合によって異なる場合があります。

【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険税は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

本来、社会保険の被扶養者になれる方が、被扶養者になる手続きを行わず国民健康保険に加入している場合、保険税を余分に負担していることとなります。

ご不明な点は、町民生活課保険年金担当（②番窓口）までお問い合わせください。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232